

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

## 佐賀厚生年金 事案 1214

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和60年10月1日から62年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を20万円に訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月1日から平成4年4月30日まで  
A社に勤務していた時の毎月の報酬は40万円程度であったと思うが、国（厚生労働省）の記録によると、標準報酬月額が低く納得がいかない。申立期間について、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、当初、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和59年6月20日の資格取得時に41万円、60年8月1日の月額変更時に20万円、61年10月1日の定時決定時に20万円と記録されていたところ、62年5月1日付けで、60年10月1日に遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社では、申立人と同様に、昭和62年5月1日付けで標準報酬月額が遡って引き下げられている同僚が確認できる。

さらに、A社における複数の同僚は、時期については不明であるが、同社では給与の遅配があった旨を供述していることから、保険料を滞納していた可能性が考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は認められず、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の昭和60年10月から62年9月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和60年8月1日から同年10月1日までの期間

及び62年10月1日から平成4年4月30日までの期間について、A社は既に廃業しており、当該期間に係る給与額及び厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料は保存されていない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となった際の事業主及び事務担当者（後の事業主）は既に死亡しており、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人も当該期間に係る給与明細書等を所持しておらず、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できない。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録を確認しても、当該期間に係る標準報酬月額について、遡及訂正処理を行った形跡は見当たらない。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 佐賀厚生年金 事案 1215

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月 23 日から同年 7 月 1 日まで

昭和 53 年 1 月 23 日から、A事業所（現在は、B事業所）に産休の代替要員で賃金職員（日々雇用）として勤務した。雇用された時から、特に勤務期間についての期限は無く、正職員雇用を前提とした期間だったと思う。その後、定員に空きができたとのことで正職員となり、同年 7 月 1 日から C 共済組合の組合員となった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管している申立人の人事記録により、申立人が昭和 53 年 1 月 23 日から同年 3 月 31 日までの期間は、日々雇用の職員、また、同年 4 月 1 日から同年 7 月 21 日までの期間は、臨時的任用の職員として A 事業所に雇用されていたことが確認できることから、申立人が申立期間において同事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B事業所が保管する同一職種の同僚の人事記録によると、当該同僚は、昭和 55 年 7 月 1 日に正職員となる前、最初は日々雇用の職員、その後は臨時的任用の職員として申立事業所に勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録では、当該同僚は、同年 7 月 1 日に C 共済組合員となる以前の期間に、申立事業所において厚生年金保険に加入した記録は確認できない。

また、人事記録が確認できた申立人の職種と異なる他の同僚一人についても、日々雇用の職員としての勤務開始日から約 26 か月後の昭和 54 年 1 月 1 日（A事業所が厚生年金保険の適用事業所となってから 1 年後）に、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、上記の同僚は、申立期間当時、A事業所において30人から40人の賃金職員が雇用されていた旨を供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間の申立事業所における厚生年金保険被保険者数は21人であることから、申立事業所においては、必ずしも勤務開始と同時に職員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の夫は昭和53年2月1日付けで健康保険厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立人は同日付けで夫の健康保険被扶養者に認定されていることが確認できる。

また、B事業所に係る職歴審査照会回答票に申立人の氏名の記載は無く、申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票は無い上、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

さらに、B事業所は申立期間の賃金台帳等を保管しておらず、申立人は給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。